

2024年2月5日

各 位

会 社 名 日本ラッド株式会社 代表者名 代表取締役 大塚 隆之 (コード4736 スタンダード) 問い合わせ先 取締役 経営企画室長 土山剛 (TEL.03 - 5574 - 7800)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年5月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 90,000株
(3) 処分価額	1 株につき 726 円
(4) 処分価額の総額	65, 340, 000円
(5) 割当予定先	当社の従業員 300名 90,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、所定の要件を満たす当社の従業員に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式交付制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、当社の従業員300名(以下「対象者」といいます。)に付与される当社に対する金銭債権の合計65,340,000円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金726円)、当社の普通株式合計90,000株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者とは、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2024年5月24日(払込期日)から、2027年5月31日までの間、本割当株式について、 譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は従業員のいずれかの地位(以下「本地位」という。)にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が譲渡制限期間において、雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、当該喪失の日を経過した時点において、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が 解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、払込期日を含む月の翌月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を36で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年2月2日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である726円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上